

平成 28 年度大学教育再生戦略推進費
大学教育再生加速プログラム(AP)
「高大接続改革推進事業」
公募要領

ーテーマⅤ 卒業時における質保証の取組の強化ー



平成 28 年 3 月
文部科学省

平成 28 年度大学教育再生戦略推進費¹

大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」

公募要領

1. 背景・目的

（1）大学教育再生加速プログラム（AP）とは

教育再生の実現には、教育を集大成し社会につなぐ大学の役割が決定的に重要です。現在、社会において求められる人材は高度化・多様化しており、大学は待ったなしで改革に取り組み、若者の能力を最大限に伸ばし、社会の期待に応えるため、これまで以上に教育内容を充実させ、学生が徹底して学ぶことのできる環境を整備する必要があります。

平成 26 年度より実施している「大学教育再生加速プログラム（AP）」（以下「AP」という。）は、これまでの GP 事業等により実施された教育改革に関する実績を踏まえた上で、我が国の高等教育に共通の課題に対して取り組む大学を支援することにより、大学教育の質的転換の加速を促し、大学の人材養成機能の抜本的強化を図ることを目的とするものです。

（2）平成 28 年度の AP「高大接続改革推進事業」とは

今後の変化の激しい社会の中で、一人ひとりの生徒・学生に、これからの時代を主体的に生きる力を育成するためには、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を一体的に改革する高大接続改革が必要であり、このことについては、教育再生実行会議第 4 次提言や中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月 22 日）等においても提言されています。

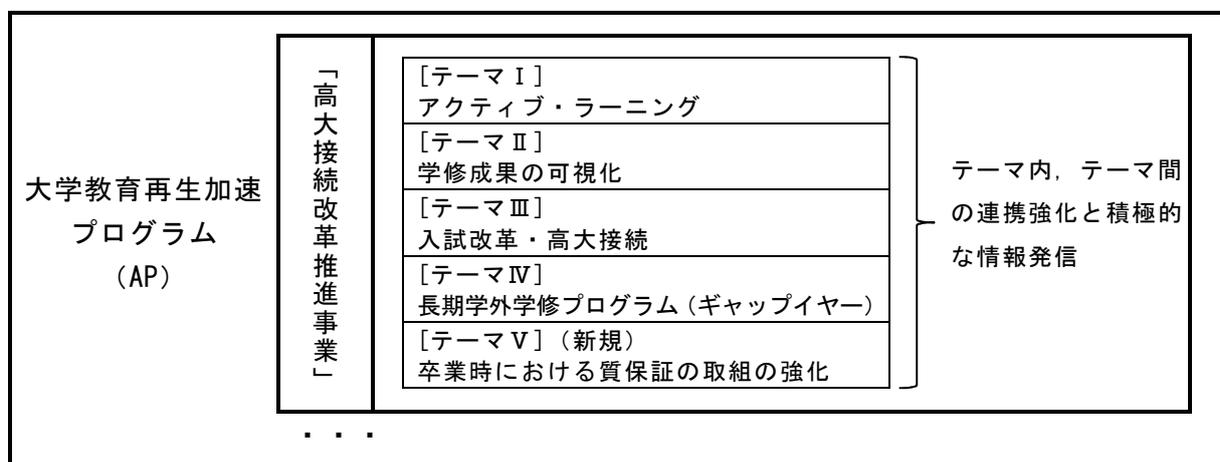
大学教育においては、各大学において一貫性をもって策定された 3 つのポリシー（卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー））の下、高等学校段階で培われた「学力の 3 要素」²を更に発展・向上させる視点に立ち、社会と連携しながら、教育内容、学習・指導方法、評価方法等を抜本的に転換することが求められます。

このことを踏まえ、これまで AP において、「アクティブ・ラーニング（テーマⅠ）」、「学修成果の可視化（テーマⅡ）」、「入試改革・高大接続（テーマⅢ）」、「長期学外学修プログラム（ギャップイヤー）（テーマⅣ）」に関する取組を支援してきましたが、今回新たにテーマⅤとして「卒業時における質保証の取組の強化」を

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を超えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成（「博士課程教育リーディングプログラム」、 「スーパースターグローバル大学等事業」など）や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発（「大学教育再生加速プログラム（AP）」、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」など）に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金のこと。

² （1）知識・技能，（2）思考力・判断力・表現力等の能力，（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度。

加えるとともに、テーマⅠ～ⅤをAPにおける「高大接続改革推進事業」として位置付けました。このことにより、全てのテーマの取組において、該当するテーマを中核に、入口（入学）から出口（卒業）まで質保証を伴った大学教育を実現するための総合的な取組を一層強力に推進いただくことを期待しています。また、各取組の普及・成果の活用を一層促進するため、各テーマ内・各テーマ間の連携の緊密化と積極的な情報発信を支援することとしました。



2. 公募テーマについて

(1) 公募テーマの概要

学長（高等専門学校においては校長。以下「学長」という。）の強固なリーダーシップの下、以下のテーマに取り組む事業の計画（以下「事業計画」という。）を公募します。

テーマⅤ 卒業時における質保証の取組の強化

3つのポリシーに基づき、卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みやその成果をより目に見える形で社会に提示するための効果的な手法等を開発するとともに、大学教育の質保証に資するため、学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みを構築するもの。

※ テーマⅤの取組を中核に、1. で述べた背景・目的を踏まえ、これまでのAP選定大学における取組実績も参考に、入口（入学）から出口（卒業）まで質保証の伴った大学教育を実現する視点からの総合的な取組についても、併せて計画してください。

(2) 申請対象となる事業計画

本公募テーマにおいては、卒業時における質保証の強化に向けた大学教育のプロセス全体に係る取組を実施する事業計画を対象とします。

① 3つのポリシーに基づく教育活動の実施

- ディプロマ・ポリシーにおいて学生が身に付けるべき資質・能力を明確化し、それを踏まえた体系的で組織的な教育を実施すること。《ディプロマ・ポリシーと体系的・組織的な教育の一体性・整合性》
- 学生が身に付けるべき資質・能力と社会との関係を明確にし、学生のキャリア形成等に資するための取組を実施すること。《出口を見据えた学修成果の目標設定と取組》

② 卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みの構築

- 学生の学修成果を客観的に評価するための基準や方針を定め、全教職員で認識を共有し、適切に運用すること。また、学生の学修成果の評価を踏まえた教職員の組織的な教育活動の改善を実施すること。《学修成果の評価指針と教育改善》
- 各授業科目の成績評価基準を明確化し、全教員が共有することにより、厳正な進級・卒業認定を実施すること。《成績評価の明確化と厳正な進級・卒業認定》

③ 学生の学修成果をより目に見える形で社会に提示するための手法の開発

- 卒業時の学修成果の客観的提示方法を開発すること。《学修成果の客観的提示》

④ 学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みの構築

- 大学教育の質保証に資するための、高等学校や産業界等外部関係者を含めた学外の多様な人材との協働による助言・評価の仕組みとしての助言評価委員会等を設置すること。《外部評価体制の構築》
- 卒業後の進路先において学修成果がどのように生かされ、どのように評価されているかを把握・分析するとともに、その後の大学教育の改善への活用手法を開発すること。《卒業生調査の実施と大学教育の改善》

(3) 事業計画の策定に当たり留意すべき事項

以下の観点に留意してください。

① 3つのポリシーに基づく教育活動の実施に際して

- 業務の適切な見直し等を通じ、教員が個々の授業科目や指導・成績評価の充実に注ぐ時間・エネルギー等を十分に確保すること。
- 学生が自己の学修について省察しつつ、見通しをもって主体的に取り組むことを促すこと。

② 卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価する仕組みの構築に際して

- 具体的な評価の基準や方針等を定めるに当たっては、学問分野等の特性に配慮しつつ、大学全体としての一貫性ある取組を推進すること。
- 成績評価手法に関する研修等や、厳正な成績評価を実施する教員が評価される教育業績評価等の仕組みを構築すること。
- 厳正な成績評価や進級・卒業認定を実施することと両輪で、適切な学生支援体制を整備すること。

- ③ 学生の学修成果をより目に見える形で社会に提示するための手法の開発に際して
- 企業等の採用時に、学生の学修成果がより積極的に評価されるような学修履歴証明や情報発信等を行うこと。

その他、Q & A（別冊）を参照してください。

（４）指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施（達成）時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を必ず設定してください。

- ・ 学生の成績評価 [GPA 等、成績の伸長が測れるもの]
- ・ 学生の授業外学修時間 [時間数（1週間当たり（時間）。測定方法も記入）]
- ・ 進路決定の割合 [%（（就職決定者数＋進学者数）／卒業者数）]
- ・ 事業計画に参画する教員の割合 [%（参画教員数／在籍教員数）]
- ・ 質保証に関する FD・SD の参加率 [%（参加教職員数／在籍教職員数）]
- ・ 卒業生追跡調査の実施率 [%（調査回答者数／卒業者数）]

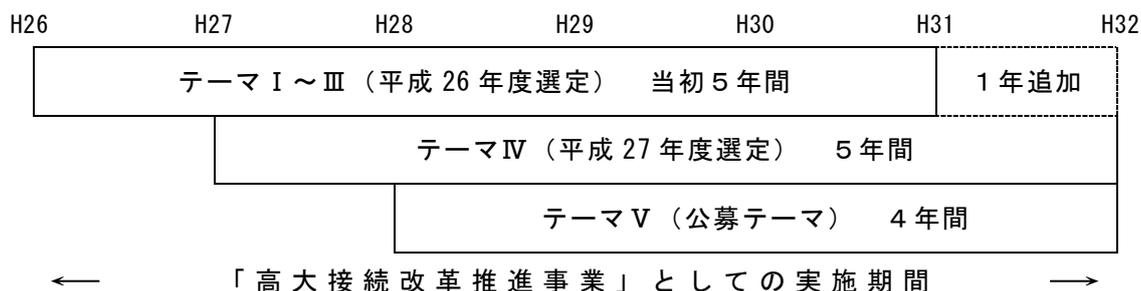
その他、事業計画に基づき、各申請校にて必要な指標を適宜設定してください。

（５）選定件数

選定件数は、テーマⅤとして16件程度としますが、申請の状況等により予算の範囲内において調整を行うことがあります。

（６）補助期間

- 最大4年間（国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません）。
※1. で述べた背景・目的により、「高大接続改革推進事業」としてテーマⅠ～Ⅴを緊密な連携の下で実施し、全てのテーマの終期を統一することとするため（下図）、テーマⅤについては、4年間の補助期間として実施します。



- 申請書に基づき取組が展開されているか、状況調査を行うことがあります。
- 選定された大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学」という。）は、補助期間中に事業計画実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に取組を継続できる計画を策定してください。

(7) 事業計画の規模

○ 補助金基準額：25,000千円（初年度・年間）

補助事業上限額：50,000千円（初年度・年間）

※ 本公募テーマ選定のための審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。

※ 実施する事業計画の規模や費用対効果等を勘案して、補助事業上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査対象であることから、明らかに過大、 unnecessary 経費を計上している場合は評価に影響することになります。

※ 事業計画の規模（総事業費）が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己収入等の財源により各大学が負担することとします。なお、次年度以降補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※ 選定された大学は、補助期間中に事業計画実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に取組を継続できる計画を策定してください。補助期間終了後も取組を継続的に実施していくため、本公募テーマの予算額については補助期間最終年度の前年に当初予算額の2/3に、最終年度に当初予算額の1/3に遡減させることを予定しているため、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にし、それに伴い発生する事業計画の規模（総事業費）と補助金基準額の差額は、自己収入などの財源により各大学が負担してください。また、各年度の補助金額は、当該年度の全体予算額を踏まえ、取組の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。

3. 公募テーマへの申請

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学³及び高等専門学校を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本公募テーマへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。事業者には、大学改革推進等補助金⁴を交付します。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外（学部、学部の学科、短期大学の学科及び専攻課程並びに高等専門学校の学科）の単位で申請することはできません。なお、複数大学による申請（共同申請）も可能とします。その際は1校が代表校となり申請してください。大学院、専攻科、別科における取組は本公募テーマの対象としません。

④ 事業責任者

大学において事業計画の実現を担う者で、事業計画の実現に中心的役割を果たす

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る）

⁴ 大学、短期大学及び高等専門学校が行う教育改革を推進するための事業及びその他大学等の教育改革を推進するための事業に必要な経費を補助することにより、我が国の高等教育の活性化及び高度な人材育成に資することを目的とする補助金。

とともに、その実現に責任を持つ者として、「事業責任者」を選任してください。
 なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請件数

単独大学による申請か複数大学による共同申請かにかかわらず、一つの大学が申請できる件数は1件とします。ただし、大学の一部の機関、教員等が他大学における事業計画の一部に協力する場合は、共同申請に当たらないため、申請件数に含めません。

(3) 申請資格

以下のいずれか該当する大学（大学院，短期大学及び高等専門学校を含む。以下本項において同じ。）は、本公募テーマには申請できません。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段におけるいずれかの区分の直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学（修士課程に係る基準については、平成28年度の本公募テーマには適用しない。）

区分※	学士課程全体	短期大学全体 (全学科)	高等専門学校全体 (全学科)	修士課程（博士前期課程を含む）全体
収容定員充足率	70%	70%	70%	50%

※専門職学位課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況以外の事由により、平成27年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 平成27年度に実施した再推費の事後評価の結果において、「事業目的が達成できなかった」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）
- vi) 申請時点において、再推費のプログラムの中間評価で、「中止することが必要」と評価された大学（対象プログラムは別添1のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「警告」が付されている大学
- viii) 大学，大学院，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしていない大学又は第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学

(プログラム関係)

- ix) AP（テーマI～IV）のいずれかに選定された大学

(4) 申請要件

本公募テーマへの申請を希望する大学は、以下の内容を、申請時において達成しているか、中間評価実施年度末（平成30年3月）までに全学（i～vについては大学院，専攻科，別科，研究所，センター等を除く。）において確実に達成することが申請の要件となります。

なお、本公募テーマに選定され、補助金の交付が決定された場合においても、学

校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取消し又は変更の対象となることから、申請時においても遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認してください。

(教育改革関係)

- i) 大学において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されていること。また、その内容がホームページ等で公表されているとともに、各学部（学科）等のカリキュラム編成等に反映されていること。
 - ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
 - iii) キャップ制の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（キャップ制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。
- ※短期大学，高等専門学校を除く。
- iv) 学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFDが実施されていること（各年度中に全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
 - v) GPA 制度などの客観的な評価基準を導入し、個別の学修指導に活用していること。

※短期大学，高等専門学校を除く。

(設置関係)

- vi) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「是正意見」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

以下の内容については、本公募テーマの補助期間及び中間評価実施時期等に鑑み、申請要件としては適用しないこととしますが、審査における評価項目には同内容を設定しますので留意してください。

文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。※高等専門学校を除く。

(5) 申請書の作成

本公募テーマに対する取組、本公募テーマに関する分かりやすい達成目標、養成する人材像に基づくアウトプット及びアウトカムに関する達成目標を具体的に記載して申請してください。その際、当該補助金による取組だけでなく、独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した教育改革を断行し、その質的転換を図るための総合的かつ長期的な事業計画を策定してください。

4. 選定方法等

(1) 審査手順

本公募テーマの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「大学教育再生加速プログラム委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業計画を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定大学を決定します。具体的な審査方法等については、「平成 28 年度大学教育再生戦略推進費 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」審査要項」を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は、おおむね7月中旬に行われる予定であり、面接対象となった大学については、別途委員会よりその旨を連絡します。申請書等の内容について責任を持って対応できるよう、事業責任者等においては、面接に対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は7月下旬に行う予定です。

(2) 委員会による意見

選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すか、もしくはその両方を行うことがあります。

5. 事業計画の実施

(1) 申請した事業計画は全学の教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立するとともに、学長は事業計画全体に責任を持つとともに、事業計画を実施するに当たり、全学的な普及及び成果の活用に努めるものとします。

(2) 選定された大学は、事業計画の実施に当たっては、4. (2)に記載した委員会による事業計画の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。下記(6)に記載する事業計画の評価等においては、当該意見等への対応状況も評価の対象となります。

(3) 選定された大学は、事業計画の実施状況について独自の評価を行うに当たり、評価指標の適切性や達成状況などの、事業計画の進捗状況を把握するため、2. (2)④に記載した助言評価委員会等を設置するなど、補助期間中及び補助期間終了後の体制を整備していただきます。

(4) 上記(3)の他、選定された大学は毎年度、事業計画の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。なお、提出された書類において、事業計画の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(5) 費用

選定された事業計画において示した取組事項のうち、当該補助金の充当が適切と考える事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。

選定された事業計画が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本公募テーマの取組として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている取組との区分・相違などを十分整理した上で、本公募テーマに申請する事業計画及び資金計画「補助期間における各経費の明細」を作成してください。

本公募テーマにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添2に示すものとします。

(6) 事業計画の評価等

毎年度のフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、補助期間開始から2年目の平成29年度に中間評価、補助期間終了後（補助期間開始から5年目の平成32年度）に事後評価を実施する予定です。これらのフォローアップ活動及び中間評価の結果は、翌年度の補助金の配分に勘案されるとともに、事業計画目的、目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、取組の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。これらの評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。

なお、中間評価又は事後評価の最新の結果は、評価年度の次年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定時の評価対象とします。

6. APにおける成果の発信・普及

(1) 本公募テーマによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業計画の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

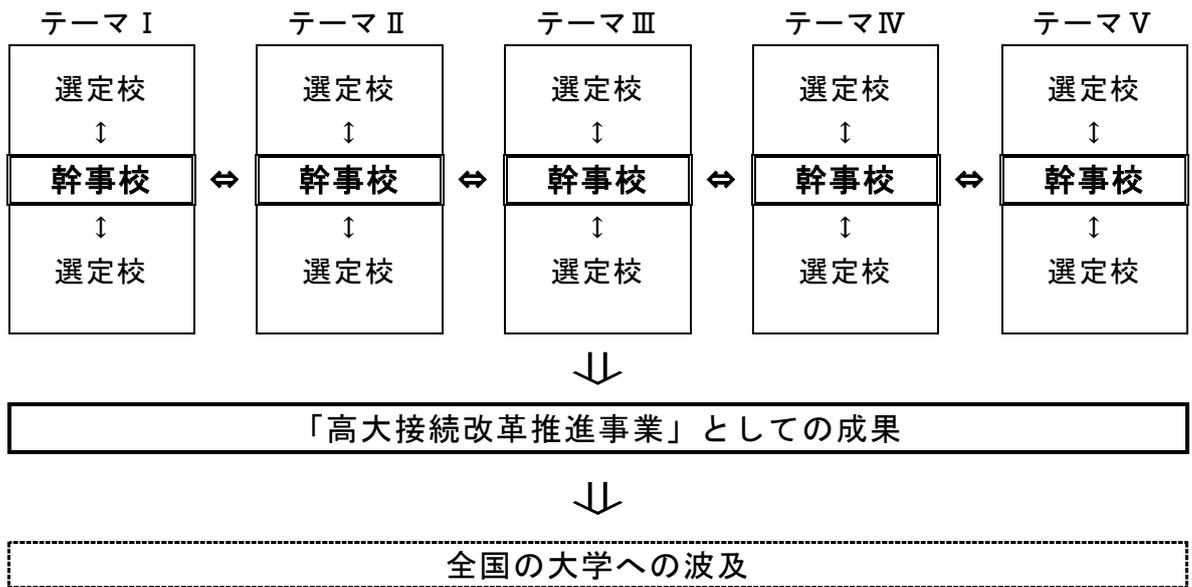
(2) 選定された大学の中から、全国の大学にテーマVの取組の成果を発信・普及する中核として活動するテーマ別幹事校を定めます。テーマ別幹事校に指定された大学には、毎年度の成果の発信・普及に要する経費（6,000千円程度）を別途支給します。

テーマ別幹事校は、計画調書にて幹事校となる旨の意思等を表明された選定大学の中から、地域バランス等を考慮して、文部科学省が決定します。

(3) テーマ別幹事校には、テーマVに選定された大学間の情報交換等を踏まえつつ、異なるテーマ（テーマI～IV）における幹事校とも連携し、AP全体としての成果の普及に取り組んでいただきます。選定校には、毎年度の成果の発信・普及に係るテーマ別幹事校の取組に協力していただきます。

また、中間評価等においては、成果普及等に関する取組を積極的に評価します。

(図) APにおける成果の発信・普及イメージ



7. 申請書等の提出方法

(1) 申請書等

別添「平成28年度大学教育再生戦略推進費 大学教育再生加速プログラム(AP)「高大接続改革推進事業」申請書等の作成に当たって」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(2) 提出方法

申請書等を、平成28年5月18日(水)～20日(金)の期間内に郵送してください(持込みは認めません)。封筒に「大学教育再生加速プログラム(AP)申請書等在中」と朱書きの上、配達が可能である方法(小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、上記提出期間内に必ず着くようにしてください。

【提出先】〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター6F
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 大学連携課
「大学教育再生加速プログラム(AP)担当」
電話：03-3263-1757

(3) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った事業責任者について、一定期間、再推費で実施するプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管する

ようにしてください。

- ④ 選定された事業計画については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業計画を記載した調書以外の申請書等は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省 WEB サイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。

8. その他

(1) 補助金の執行に関する留意事項

選定され補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本公募テーマの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大4年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

③ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(2) 学生等の安全確保

本公募テーマ選定後、事業計画の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生等が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「大学改革推進等補助金交付要綱」（平成17年4月1日文部科学大臣決定）等に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学等に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

(4) 事業計画の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、事業計画の概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における卒業時における質保証の取組を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の質的転換の推進等に向けて積極的に取り組んでいただくこととします。

(5) その他

本公募テーマは、平成 28 年度予算の成立を前提に公募しているため、成立しなければ失効することとなります。

9. 問合せ先等

(1) 問合せ先

《公募要領、補助金その他に関する問合せ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室

電 話：03-5253-4111（内線 2492, 3319）

《申請書、審査及び評価に関する問合せ先》

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1 麴町ビジネスセンター 6 F

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 大学連携課

電 話：03-3263-1757

(2) スケジュール

公募説明会	3月23日(水)
公募締切	5月20日(金)
面接審査	7月中旬(予定)
選定結果通知	7月下旬(予定)
交付内定	8月中(予定)
(取組開始)	

○事後評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業（平成24年度採択）	平成27年度	平成28年度

○中間評価の結果、申請できない条件の対象となるプログラム

事業名	評価実施年度	申請できない期限
大学間連携共同教育推進事業	平成26年度	平成28年度
基礎・臨床を両輪とした医学教育改革によるグローバルな医師養成	平成26年度	平成28年度
がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択 ASEAN諸国等との大学間交流形成支援）	平成26年度	平成28年度
大学の世界展開力強化事業（平成25年度採択 海外との戦略的高等教育連携支援（東南アジア教育大臣機構））	平成27年度	平成29年度
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	平成26年度	平成28年度
成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成24年度採択）	平成26年度	平成28年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成23年度採択）	平成26年度	平成29年度
博士課程教育リーディングプログラム（平成24年度採択）	平成27年度	平成30年度

(参考)

今後、中間評価の実施が予定されている以下のプログラムにおいて、「中止することが必要」と評価された大学については、平成29年度以降、新たに公募する再推費のプログラムに申請できない期限を設けます。

- ・ 博士課程教育リーディングプログラム（平成25年度採択）
- ・ スーパーグローバル大学創成支援
- ・ 大学の世界展開力強化事業（平成26年度採択 ロシア、インド等との大学間交流形成支援、平成27年度採択 中南米等との大学間交流形成支援、平成28年度採択 アジア諸国等との大学間交流の枠組強化）
- ・ 成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成（enPiT）（平成28年度採択）
- ・ 大学教育再生加速プログラム（AP）「高大接続改革推進事業」
- ・ 地（知）の拠点整備事業
- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業
- ・ 課題解決型高度医療人材養成プログラム
- ・ 未来医療研究人材養成拠点形成事業

経費の使途可能範囲

本公募テーマの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本公募テーマの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業計画目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

事業計画を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、事業計画の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

事業計画を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

事業計画を遂行するに当たり直接従事することとなる、プログラムを企画・運営する等の専門人材としての教職員やコーディネーター等の人件費に使用することができます。

なお、人件費の算定に当たっては、事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

事業計画を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

事業計画を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

事業計画を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当事業計画で購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

事業計画を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

事業計画を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

事業計画を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水費」

事業計画を遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業計画を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費※等に使用できます。また、他の大学の機関、教員等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、事業計画の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業計画の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業計画の根幹をなす業務については使用できません。※事業計画を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。